

保 護 者 様

学校感染症による出席停止の手続について

京都市立京都工学院高等学校
校 長 谷 口 正 朋

お子様は、✓印の病気で静養中ですが、この病気と診断された場合、「学校保健安全法」により「出席停止」となります。つきましては医師の指示に従い、登校許可が出るまで家庭で十分静養してください。登校する場合には、下記の「学校への報告書」に記入してもらい、登校初日に学校に提出してください。

*報告書の記入には、別途費用がかかることがあります。医師の診断書(有料)でも代用できます。

主治医様

ご多用中の折、誠に恐縮ですが、ご診察を賜っております下記生徒の罹患につきまして報告書のご記入をお願い申し上げます。

学校への報告書

年 組 番 氏名 _____

疾患名(該当疾患の欄の□にチェックを付けてください)

疾患名	出席停止期間の基準
□ 麻しん	解熱した後3日を経過するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
□ 風しん	発しんが消失するまで
□ 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
□ 流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
□ 水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
□ 咽頭結膜炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで
□ 結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
□ 隆膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
□ その他 ()	【学校感染症第一種】治癒するまで 【学校感染症第三種】症状により医師において感染の恐れがないと認めるまで

出席停止期間

令和 年 月 日(曜日) ~ 令和 年 月 日(曜日)

令和 年 月 日

医師名 _____

〈 担任 → 保健室 〉

※当該証明書の内容につきまして、確認を必要とする場合には、お問合せをさせていただく事がございますので、予めご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。